

令和6年度 第3回 学校運営協議会資料



- 1 日 時 令和6年12月11日(水) 午後3時～ 午後4時
- 2 場 所 朝霞市立朝霞第二小学校 新校舎1階図書室
- 3 内 容 (1) 本校の教育活動について(2学期を振り返って)
(2) 意見交換・熟議
(3) 今後の予定について

【学校運営協議会委員】

野 本 正 幸 様	本会会長 元朝霞市総務部部長
内 田 明 様	本会副会長 根岸幼稚園園長
相 澤 敦 様	本校PTA会長
久 慈 須美子 様	あいさつ運動代表
山 内 善四郎 様	向山自治会長
和 智 清 美 様	民生委員・児童委員
立 川 みどり 様	学校応援団チーフコーディネーター
宮 腰 高 子	本校校長





朝霞市立朝霞第二小学校

第3回 学校運営協議会

次 第

司会進行 教頭 高梨 勝也
記 録 教務主任 佐藤 豪

1 開 会 (15:00~) 教頭 高梨 勝也

2 あ い さ つ 校長 宮腰 高子

3 議 事

- (1) 本校の教育活動について (2学期を振り返って)
- (2) 学校評価について
- (3) 意 見 交 換 ・ 熟 議
 - ・来年度の教育課程
 - ・目指す学校像に向け、よりよい学校環境を作るために
(学校応援団組織の活躍を視野に入れて)
- (4) 今後の予定について



4 そ の 他

5 閉 会 (~16:00) 教頭 高梨 勝也

〔今後の開催予定等〕

◆ 3月 5日(水) 第4回学校運営協議会 (13:20~の予定)6年生を送る会参観

【主な行事予定】

- ・ 月 日() 学校保健委員会
- ・ 1月28日(火)~31日(金)授業参観・校内書きぞめ展
- ・ 3月24日(月) 第152回卒業証書授与式

* 教育活動の様子を、いつでもご覧ください。





元気いっぱい、笑顔いっぱい、社会に出ることを心待ちにした児童がそろう学校

朝霞第二小だより

【学校教育目標】 進んで学習する子(知) 仲良く助け合う子(徳) 健康で明るい子(体)
 〒351-0007 朝霞市岡3丁目16番13号 TEL048-461-0042
 令和6年12月1日(12月号) 児童数 754名(11/29現在)

人権デー・人権週間

～クラスの友達も・世界中の人々もみんな大事～

校長 宮腰 高子

法務省の人権擁護機関では、毎年12月10日を「人権デー」と定めています。さらに12月4日から12月10日を「人権週間」と定め毎年、各関係機関及び国体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。ここで取り上げられる視点は、いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別(同和問題)、ハンセン病問題等があります。この「人権デー」は、昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されたことを受けて制定されたとのことです。採択は随分前のことです。しかし、様々な人権問題は依然として存在しています。これらの問題の解決には、私たち一人一人が、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。

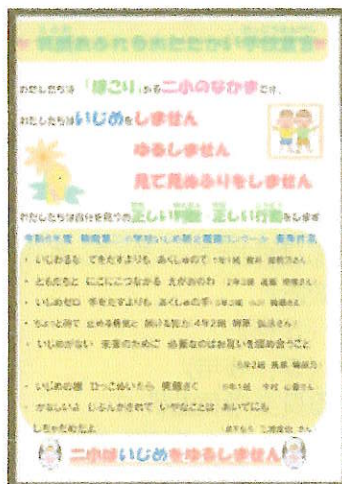
「誰か」のこと じゃない。

人権週間
12月4日～10日

本校においても、「『誰か』のことじゃない。」の意識の基、全ての教職員の人権感覚を磨くとともに様々な人権課題についての理解と認識をより深めることが必要であるととらえています。そこで、夏休みには人権教育主任が中心となって校内研修を行いました。また、人権感覚を高めるために情報の共有や周知を繰り返しながら、子供たちの発達の段階に応じて、関連的・系統的な指導を行っているところです。特にいじめについてはいじめの定義「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」(いじめ防止対策推進法)を念頭に、アンテナを高くし、組織として対応できる体制を整えています。いじめはいつの時代にもありましたが、特に現代のいじめの特徴として挙げられるのは、①SNS等により発見が難しい ②加害者の罪悪感が極めて薄い ③悲惨な結果を生む場合が多いことです。学校から児童一人一人に貸与したタブレット端末はこれからの時代に必要な道具ですが危険とも隣り合わせであることは、皆さんご存じの通りです。学校だけでなく、保護者や地域の皆様と協力して取り組む必要があります。

また、本校では、人権尊重の精神を基盤に『いじめはどこでもだれにでも起きる、早期発見・即時対応、100%解消に取り組み被害者を守り通す』という前提に立ち、全教育活動を通して「いじめをしない!させない!許さない!!」指導に努めています。子供たちは心も体も成長途中です。時には学校生活の中で、何気ない言動により相手を傷つけてしまうこともあり、そのたびごとに、相手の気持ちを自分で考えてさせるようにしています。自分の行為が悪ふざけやちょっとした意地悪と考えていじめているという意識がなかったり、複雑な要因が絡み合ったトラブルもあるようです。そこで、日頃からの温かい学年・学級づくり、子供の変化を見逃さないきめ細かな日常観察と併せて、毎月、自分の心を振り返る「ひまりの日」も実施しております。

本校学校ホームページの【学校紹介】内に本校の「いじめ防止基本方針」等がありますのでご覧ください。気になることがありましたら、ためらわず担任や学校にご連絡くださるようお願いいたします。



日	曜	12月の行事予定
1	日	
2	月	個人面談(13:30分頃下校)4時間授業 モ
3	火	個人面談(13:30分頃下校)4時間授業 モ
4	水	個人面談(13:30分頃下校)4時間授業 モ
5	木	個人面談(13:30分頃下校)4時間授業 モ
6	金	個人面談(13:30分頃下校)4時間授業 モ
7	土	
8	日	
9	月	モ
10	火	体育集会
11	水	クラブ活動(4年～6年) モ 学校運営協議会
12	木	
13	金	モ
14	土	
15	日	
16	月	
17	火	
18	水	
19	木	ひまりんの日 給食最終日 4時間授業(下校13:40頃)
20	金	3時間授業(下校12:00頃)
21	土	
22	日	
23	月	3時間授業(下校12:00頃)
24	火	終業式 3時間授業(下校12:00頃) 職員ふれあいデー(定時退勤)
25	水	冬季休業日(1月8日まで)
26	木	
27	金	
28	土	
29	日	学校閉庁(1月3日まで)
30	月	
31	火	

冬休み中の職員の勤務時間と電話応答時間について

職員の勤務時間(通年)は平日8:20～16:50となります(冬季休業中の休憩時間は12:15～13:00)。自動応答機能付き電話による応答時間は、平日8:20応答解除、16:50退勤時、応答設定します。なお、閉庁日は留守電の対応となります。

緊急のことがありましたら朝霞市教育委員会に連絡をお願いします。

(電話048-463-1111)

道路歩行安全に

登下校時、児童が広がって歩いており危ないと地域の方からご意見をいただきました。交通指導員さんの目が届かない場所も多く、児童自らの自覚が重要です。特に下校時には、学年別下校ということもあり、通学路のいろいろな場所で同様の声が届いています。学校でも指導しておりますが、ぜひご家庭でも安全な通学の仕方についてお話しください。

書きまちがいハガキ等寄付のお願い

県内の養護盲老人ホーム ひとみ園様より盲人福祉施設建設のため、寄付の依頼が来ております。書きまちがい官製ハガキや未使用のハガキ、切手、テレホンカード、収入印紙、クオカードなどご寄贈ください。切手は使用済みでも結構です。職員室前廊下にピンク色の箱を置きます。その箱の中に入れてください。ご協力をお願いします。

オンライン授業の実施について

児童の「学びを止めない」観点から本校ではオンラインによる授業を可能な限り進めております。

オンラインの授業を実施対象は、以下の状況かつ希望があった場合です。

- ① 感染症等の待機期間であるが、本人の健康状態に問題がなく、本人が授業を受ける意欲がある場合(その日の教科によって実施)。

なお、風邪、腹痛等の欠席は、本人の健康不安があることからオンライン授業は実施いたしません。

- ② 登校できないが本人に学習意欲があり、本人・または保護者からの申し出があった場合。授業内容や急な当日の申し込みにには対応できないことがあります。

1月の主な行事予定

8日(水) 3学期始業式(12:00頃下校)

9日(木) 給食開始(下校13:40頃)

身体計測(高)

10日(金) 身体計測(中)

11日(土)、12日(日) 図工美術展(朝霞市コミュニティセンター)

15日(水) 身体計測(低あ)

17日(金) 音楽鑑賞会(5年)

22日(水) 委員会活動(5、6年)

23日(木) 朝霞市教育委員会学校訪問日

(14:05頃下校)

28日(火) 音楽朝会(1年)、授業参観(低)

30日(木) 授業参観(中)

31日(金) 授業参観(高あ)

校長だより

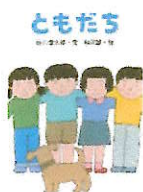
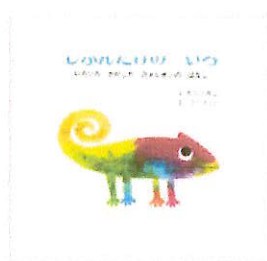
人権問題を考える～みんな大事～

先日の全校朝会では、多くの先生に「はあとマン」として活躍していただきました。おかげで、一度くしゃくしゃになってしまったハートも再び輝けることを伝えることができました。それぞれに小道具の用意やポーズを決めるなど工夫をしてくださり、皆さん子供の心をつかむテクニックの素晴らしさに感心と感謝の気持ちでいっぱいです。



朝会でお話ししましたが、国では毎年12月10日は「人権デー」、12月4日から10日を「人権週間」と定め毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。人権問題は、いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題等があります。この「人権デー」は、昭和23年（1948年）12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されたことを受けて制定されたとのことです。採択は随分前のことです。しかし、様々な人権問題は依然として存在しています。これらの問題の解決には、私たち一人一人が、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。

学校は人権問題への配慮は重要です。本校でも生徒指導部を中心に、「ひまりの日」に子供たちの状態を把握するとともに、いじめを含め子供たちの様子についてアンテナを高く張り「早期発見・早期解決」に努めています。対応は、一つとして同じ件はなく沢山の配慮を必要とします。専門機関との連携やこれまでの経験等も生かしながらチームで解決を進めています。また、そのほかの人権問題にも目を向け、発達段階に応じて指導していく必要があります。教科書の中にも随所に盛り込まれています。先日は、6年生の道徳でキング牧師の話が取り上げられていました。彼が黒人を解放するために成し遂げ、人種差別解消に向け大きな勇気を与えたこと。しかし、非業の死を遂げたこと。今なお差別で苦しんでいる人がいること。さまざまな点から子供たちは考え話し合っていました。



←図書室に「人権コーナー」を設置していただきました。人権について沢山の良い本があります。

大正三週年

大正三週年紀念

大正三週年紀念



大正三週年紀念

大正三週年紀念

大正三週年紀念

大正三週年紀念



「社会に出ることを心待ちにした児童がそろう学校」

朝霞市立朝霞第二小学校

令和6年12月2日 No.18

校長 宮腰高子

校長だより

人権問題を考える～子供の人権～

明日から12月10日まで人権週間です。先日もお伝えしましたが、改めて子供の人権について紹介させていただきます。

こどもの権利条約 厳しい状況にある多くの子供たちがいることから、世界の国々の責任として、子供の権利をしっかりと守っていくために、「こどもの権利条約」が国連総会で採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。子どもの権利条約は、40条まであります。そして、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つが、子供たちが持つ基本的な柱とされています。

この「子どもの権利条約」の定める権利は、日本の「こども基本法」にも取り入れられています。「こども基本法」には、4つの原則があります。子供向けのリーフレットの中では下記のように記されています。



差別されない…人種や性別、使う言葉、信じている宗教、親がどのような人か、障害の有無…どのような違いがあっても差別されません。もし、あなたが差別されて苦しんでいるなら助けを求めてください。**あなたが一番**…大人は、「あなたにとって最もよいことは何か」をいつも考えなければなりません。あなたの人生は、大人の都合だけで決められてよいものではありません。**守られる命**…全てのこどもには生きる権利があります。あなたは、すこやかな成長のために、十分な教育や支援を受けることができます**意見は大切**…あなたの意見は、あなたの年齢や成長に応じて、しっかりとされます。意見があれば、伝えてみましょう。



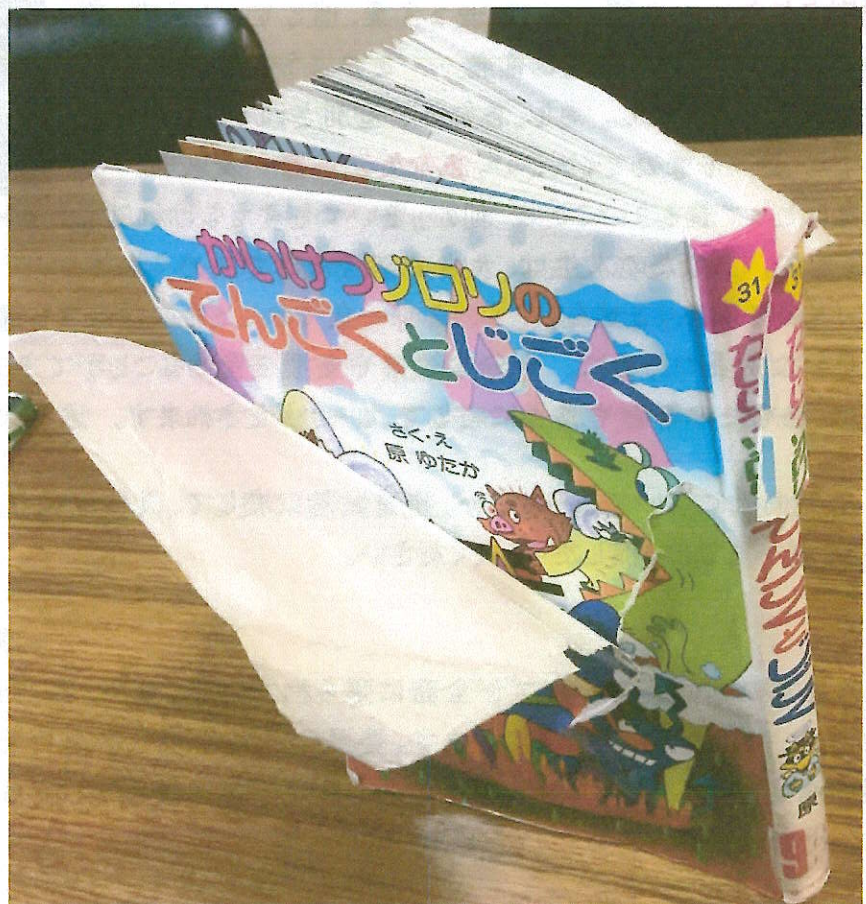
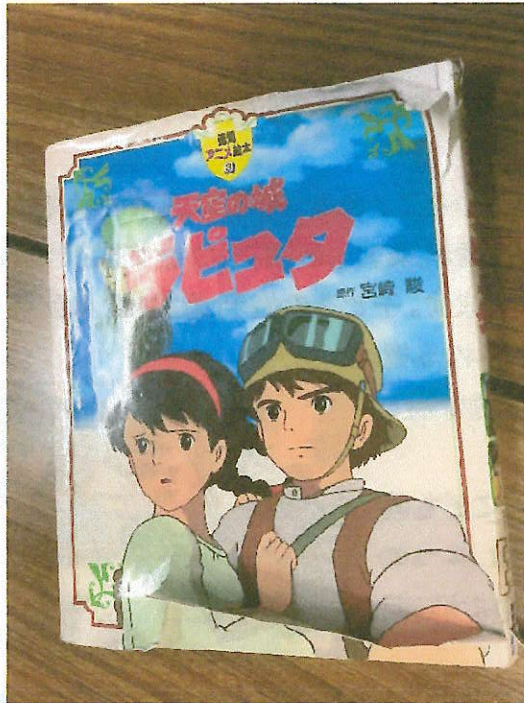
子供向けに書いてありますが、発達段階に応じて、具体的にお話ししてみたり、表情を確認したり、調べることを促したりしてください。

→→裏は、図書室の本についてです。

これまでの本は製本テープが全面に張られていましたが、現在は一部のみとなっています。そのため、劣化が著しくなっています。委員会への報告と来週行われる学校運営委員会への相談を考えているところですが、児童にも本を丁寧に扱うことについて今一度指導をお願いします。

ほん たいせつ あつか

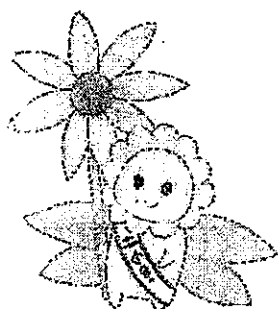
本を大切に扱いましょう。



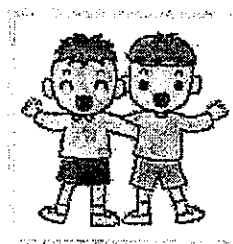
笑顔あふれるあたたかい学校宣言

わたしたちは、「ほこり」ある二小のなかまで。

わたしたちはいじめをしません



ゆるしません



見て見ぬふりをしません

わたしたちは自分を見つめ ^{ただ}正しい判断・^{ほんたん}正しい行動 ^{ただ} ^{こうどう}をします。

令和6年度 朝霞第二小学校いじめ防止標語コンクール 優秀作品

- ・ いじわるな てをだすよりも あくしゅので(1年1組)
- ・ ともだちと にこにこつながる えがおのわ (2年3組)
- ・ いじめゼロ 手をだすよりも あくしゅの手(3年3組)
- ・ ちょっと待て 止める勇気と 続ける努力(4年2組)
- ・ いじめがない 未来のために 必要なのはお互いを認め合うこと
(5年2組)
- ・ いじめの根 ひっこぬいたら 笑顔さく (6年1組)
- ・ かなしいよ じぶんがされて いやなことは あいてにも
しちゃだめだよ (あすなろ)



二小はいじめをゆるしません



令和6年度 朝霞市立朝霞第二小学校 グランドデザイン

学校教育目標
進んで学習する子（知）
仲よく助け合う子（徳）
健康で明るい子（体）

【めざす学校像】
社会に出ることを心待ちにした
児童がそろう学校

【二小の教師像】
認め励まし、鍛え育て、
自信を持たせる教師

- 子供一人一人を大切にする教師
- 「わかる・できる」授業を工夫する教師
- 明るく健康で情熱にあふれた教師
- 専門職としての使命を自覚し信頼に答える教師



【学校経営の方針】

家庭・地域と連携・協働し、未来を生きる力を育むチーム二小

- 1 児童一人一人に『未来を生きる力（確かな学力・豊かな心・健やかな体）』を育みます。
- 2 安全で楽しい学校、「私たちの学舎」としての愛着と誇りが持てる学校を創ります。
- 3 教職員は教育の尊厳と使命を自覚し、専門職として常に資質・能力の向上に努めます。
- 4 家庭・地域・学校応援団等の支援・協力を得ながら、質の高い二小教育を推進します。
- 5 家庭・地域との絆を深め、「信頼される学校・地域とともにある学校」づくりを進めます。

【今年度の重点目標】 - 個別最適な学びと協働的な学びを実現する二小教育 -

- | | |
|------------------------------------|--------------|
| ① 学習指導法の工夫・改善 | ② 学年・学級経営の充実 |
| ③ 生徒指導・教育相談の充実 | ④ 心の教育の推進 |
| ⑤ 体力向上と健康教育（学校保健・学校安全・学校における食育）の充実 | |
| ⑥ 特別支援教育の充実 | |

【家庭・地域・学校応援団との連携】

- ◎ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）
- 学校メール・学校HPの活用
 - 各種たよりの発行・配布
 - 学校施設開放委員会
 - 児童・民生委員連絡協議会
 - 地域ふれあい推進事業
 - 朝二中学校区小中連携推進協議会
 - 幼保小連携事業
 - 一夜塚保存会
 - 環境美化活動
 - あそびな祭
 - 学習支援・補習・読み聞かせ
 - スクールガード、防犯パトロール・地域見守り隊
 - あいさつ運動
 - 学校ファーム支援
 - ..

◆ 確かな学力の育成・学力向上の取組(知)

- ◇ 主体的・対話的で深い学びに向けた研究
「自分の考えをもち、主体的に活動する児童の育成」
- ◇ 学力・学習状況調査等の分析・実施・検証
- ◇ 学力向上プラン・シラバスの見直しと活用
- ◇ 授業改善（基本的指導技術・ICTの活用）
- ◇ 学習支援員等との連携・協働
- ◇ 凡事（学習規律の）徹底

◆ 豊かな心の育成・積極的な生徒指導(徳)

- ◇ 規律ある態度・道徳教育の充実
- ◇ 読書タイム（時間の確保・読み聞かせ）
- ◇ なかよし（縦割り）活動の充実
- ◇ くつびたキャンペーンの実施
- ◇ 体験活動（学校ファーム）の充実
- ◇ 教育相談、交流学習の充実
- ◇ 凡事（清掃活動の）徹底

◆ 健やかな体の育成・体力向上の取組(体)

- ◇ 新体力テストの分析と課題の明確化
- ◇ 運動量の確保・補強運動の継続
- ◇ 体育学習カードの作成と活用
- ◇ 体育朝会・各種体育教室の充実
- ◇ 運動委員会の活性化
- ◇ 運動の生活化（外遊びデー・家庭との連携）
- ◇ 凡事（集団行動の）徹底

朝霞市小中学校 学校評価実施要綱

朝霞市教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、各小中学校における学校評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学校評価は、次の目的のために実施する。

- (1) 各学校が、教育活動その他の学校運営について、その成果を検証することにより、組織的・継続的に改善を図る。
- (2) 各学校が、自己評価及び学校関係者評価を実施し、その結果の説明・公表により、保護者、地域住民から教育活動その他の学校運営に対する理解を得て、信頼される開かれた学校づくりを進める。
- (3) 市教育委員会が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の必要な措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図る。

(自己評価)

第3条 学校は学校運営の改善策を示すものとして、自己評価を行う。

- 2 児童・生徒、保護者等による評価は、自己評価を行う際の参考にする。

(評価項目)

第4条 市教委は、学校が行う自己評価について、市内共通項目を設定する。

- 2 学校は、市内共通項目に加えて、学校の実情に応じた評価項目を設定し、自己評価を行う。

(評価回数)

第5条 学校は、少なくとも年1回の自己評価を行う。

(自己評価の公表)

第6条 学校は、共通項目及び学校の実情に応じた評価項目で行った自己評価について、その評価結果、及びその分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、学校だより等により公表する。

(学校関係者評価)

第7条 学校は、自己評価の結果を踏まえた学校関係者評価を実施し、その結果の公表に努める。

- 2 学校関係者評価にあたっては、複数の学校関係者による学校関係者評価委員会（学校評議員やPTA、地域住民等の既存の組織を活用することも可）を設置して実施する。
- 3 学校運営協議会を設置している学校は、学校運営協議会で学校関係者評価を実施する。

(市教委への報告)

第8条 学校は、自己評価の結果、及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、市教委へ報告書として提出する。

- 2 学校は、市教委への報告を3月中旬までに行う。
- 3 報告書には、学校評価の結果に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策等について併せて記載する。

附 則

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

「学校関係者評価」(共通項目)

お名前

柱	No	評価項目	評価				評価についての説明
			A	B	C	D	
学校の組織運営	1	学校は、学校教育目標達成に向けて、全教職員で組織的に取り組んでいる。					
	2	学校は、安全・安心に配慮し、危機管理体制を整えている。 (※いじめの未然防止と早期発見、再発防止等の組織的な対応を含む)					
基礎学力の定着	3	児童生徒は、教職員の指導により、基礎学力を身に付けている。					
	4	学校は、学力向上をめざし、児童生徒の実態に基づいて授業改善に努めている。					
規律ある態度の育成	5	児童生徒は、生活のルールに基づき、発達段階に応じた「規律ある態度」を身に付けている。					
	6	学校は、児童生徒の実態把握に基づき、規律ある態度の指導の工夫・改善に努めている。					
健康・体力向上	7	児童生徒は、体育の授業や運動部活動、外遊び等の運動に意欲的に取り組んでいる。					
	8	学校は、児童生徒の体力を高めるため、意図的に向上策を講じている。					
連携	9	学校は、保護者や地域と連携し、その教育力を学力や体力の向上に生かしている。					
	10	保護者や地域は、学校と協力し合い、児童生徒の安全指導・健全育成を推進している。					

(注)

○ それぞれの質問に対し、児童生徒、保護者や地域、学校全般を振り返り総合的に評価ください。

A:よくあてはまる B:ほぼあてはまる C:あまりあてはまらない D:あてはまらない

○朝霞市学校運営協議会規則

平成 31 年 3 月 29 日教育委員会規則第 2 号

朝霞市学校運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力の促進を図ることにより、学校と地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善及び児童等の健全育成に取り組むことを目的とする。

(意見聴収等)

第 3 条 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

2 教育委員会は、協議会の設置を決定したときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対してその旨を通知するものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第 4 条 法第 47 条の 5 第 4 項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理に関すること。
- (5) 施設設備に関すること。

2 対象学校の校長は、法第 47 条の 5 第 4 項の規定に基づき承認を得た基本的な方針に従って、学校の運営を行うものとする。

(職員の採用等に関する意見の申出)

第 5 条 法第 47 条の 5 第 7 項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任等に関するものとする。ただし、個人及び個別の事案については除くものとする。

(学校の運営に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営について評価を行うものとする。

(組織)

第7条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校が所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動をとること。

(研修等)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等につい

て、正しい知識及び理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員本人から退任の申出があったとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日教委規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

